



市民後見人

とのづか 殿塚 光之 さん

皆さんは市民後見人制度をご存じですか？
今回は、県内ではじめての市民後見人として活動をされている殿塚さんに、市民後見人になられた経緯や後見活動の内容について、お話を伺いました。

市民後見人のお仕事は2つ？
市民後見人の主な業務は、障がいや認知症などにより、契約や財産管理に不安のある方の支援をすること。市民後見人の仕事について殿塚さんは、「難しいことではなくて、『身上保護』と『財産管理』の2つのことしかやっていないんですよ。」と話します。「身上保護とは、被後見人さんの健康や安全を守ることで、財産管理とは、被後見人さんの財産を守ることです。」と分かり易く教えてくれました。
言葉では2つですが、お話を聞くとその業務の範囲は多岐にわたり、その苦労がうかがい知れます。
本人の意思の尊重と葛藤
被後見人さんが暮らす施設を定期的に訪問し、会話を重ねながら、本人の意思の尊重を大切にされている殿塚さんですが、コロナ禍では被後見人さん

が大好きな外出もできず、健康診断で体重の変化など一部憂慮される事態が生じたそうです。この時は、施設関係者の皆さんと連携した結果、食事制限等に至らずに済んだそうですが、「ご本人の健康状態と意思の尊重を考えると難しい対応に葛藤がありました。」と話されていました。
多くの方との出会いは私の財産
市民後見人を目指した理由について殿塚さんは、「退職後の過ごし方を考え始めた頃、地元での知人づくりをしようと思ひ、どうせやるなら地域の役に立てようなことをやりながら知人を増やせないか、と考えていたところ、『市民後見人養成講座』の新聞記事を目にしたのがキッカケです。」と話します。
当初の知人づくりの目標は達成できましたか、と尋ねると、「活動を通して、多くの方と知り合うことができ、私の財産になっています。こうして広報紙の取材を受けることもそうですよ。」と笑顔で話してくれました。
今後の目標
「二人でも多くの市民の皆さんにこの活動についてご理解を頂き、養成講座を受講され、市民後見人として活動していただけたらと思います。将来は市民後見人同士のネットワークを築き、支援体制の在り方やノウハウなど関係機関と連携を図っていくことが大切だと考えています。」

建設工事等業者登録

市が発注する建設工事および測量建設コンサルタント業務等の受注を希望される方は名簿への登録が必要です。登録のない方で、市が行う建設工事および測量建設コンサルタント業務等の入札等に参加を希望される方は①建設工事等入札参加者の資格審査申請に、1回あたり50万円以下の小規模な取引を希望される市内本店業者は②小規模工事等契約希望者登録に申請してください。(両方に登録することはできません。)

①②のどちらに申請すれば良いのか分からない場合は、契約検査課までお問合せください。いずれの制度も、申請することで指名をお約束するものではありません。

①建設工事等入札参加者の資格審査申請

受付期間 12月4日(月)～令和6年1月5日(金)
条件・提出書類等 提出要領、入札参加資格審査申請書等を市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。※国税の納税証明書は、オンライン請求や

電子納税証明書のご利用が便利です。

登録有効期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

申請方法 問合先に郵送(〒328-8686 栃木市万町9番25号)※締切日必着

②小規模工事等契約希望者登録

※①との違いは、1回あたりの取引金額が50万円以下に限られ、入札に参加することはできません。

受付期間 随時(閉庁日を除く)

提出書類等 申請書類等一式(2枚程度、市ホームページに掲載および契約検査課で配布中)、市税の完納証明書、希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

登録有効期間 令和6年9月30日まで

申請方法 問合先に郵送または持参(本庁舎3階3C-7番窓口)

☎ 契約検査課 ☎ (21) 2361



人権を考える市民の集い2023

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関する講演会と人権作品展を開催します。

日時 12月9日(土)
13時10分～15時30分(開場12時40分)
場所 とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木文化会館大ホール/旭町)
対象 どなたでも
内容 13時10分 **中学生の人権作文朗読**
13時50分 市長あいさつ、講師紹介
14時 **講演会**(90分)
おばちゃん目線で見ると社会問題～みんなハッピーに暮らすには～
講師:谷口真由美氏(法学者)
中学生の1日人権擁護委員活動
人権擁護委員のタスキをかけた中学生がスタッフとして参加しています
小学生の人権書道および人権絵画展示(大ホールホワイエ)

定員 1,200人(先着順、手話通訳・要約筆記有り)

費用 無料(整理券の配布なし)

申込 不要

当日は人権標語の受付も行っておりますので、ぜひご応募ください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

☎ 人権・男女共同参画課 ☎ (21) 2161



谷口 真由美 氏

令和6年度市民活動推進事業"とちぎ夢ファール"募集および説明会開催のお知らせ

「共に考え共に築きあげるまちづくり」を進めるため、市民の皆さんからの寄付による“市民協働まちづくりファンド”を活用して、公益的な市民活動に対する助成を行っています。社会や身の回りを良くするための活動に、取り組んでみたい方を募集します。

対象 主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体
対象となる事業 自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業(政治活動、宗教活動や営利事業は対象外)

これまでの例として、高校生、自治会、ボランティアグループ、NPO法人などによる環境保護、防災対策、健康増進、福祉の充実、スポーツの普及、文化伝承、観光振興などの事業があります。

応募方法 所定の応募書類(本庁地域政策課、各総合支所地域づくり推進課、とちぎ市民活動推進センターからに設置。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、12月18日(月)～令和6年1月19日(金)必着で地域政策課に直接提出。

※応募にあたっては、募集案内等をよくご覧ください。

審査 一次審査(書類審査)

二次審査(プレゼンテーション)

補助の種類・内容

コース	種類	補助割合	補助限度額
A	《スタートアップ補助》 新規事業(準備含む)、新規の地域コミュニティ活動	補助対象経費の10/10以内	5万円まで
B	《ステップアップ補助》 既存団体の新規事業、既存事業の充実・拡大	補助対象経費の3/4以内	10万円まで
C	《ジャンプアップ補助》 市内の広域的な活性化につながる複数回実施する事業、複合的に行う事業	補助対象経費の2/3以内	30万円まで
D	《まちづくりパワーアップ補助》 市全体の活性化につながる事業	補助対象経費の2/3以内	50万円まで

※Aコースは1回、A～Cコースは通算で5回、Dコースは3回までの補助とします。

※B・Cコースについては、3年目以降、補助割合を2分の1以内とします。

説明会 補助事業の概要や、提出書類の作成方法等を説明します。特に初めて応募する団体は、是非ご出席ください。なお、事前申込制といたしますので、出席を希望する団体は、必ず12月18日(月)17時までにお申し込みください。

日時 12月21日(木)19時～

場所 市民交流センター(入舟町)4階 市民活動室2

☎ 地域政策課 ☎ (21) 2331